

西海市議会議員選挙に係る 選挙供託のための供託手続関係書類一式

告示年月日 令和7年 4月13日（日）

選挙期日 令和7年 4月20日（日）

1 供託手続関係資料【選挙前】

- ① 選挙供託の手続に関する注意事項等
- ② 供託書 OCR 用紙（法務局へ提出）
- ③ 供託書記載例（本人申請の場合及び代理人申請の場合）
- ④ 委任状用紙（供託申請用）（委任する場合は法務局へ提出）
- ⑤ 委任状記載例（供託申請用）
- ⑥ ゆうちょ銀行の ATM で納付する場合（概要）

2 供託金払渡（取戻）請求手続関係資料【選挙後】

- ⑦ 供託金の取戻請求手続に関する注意事項等
- ⑧ 供託金払渡請求書（法務局へ提出）
- ⑨ 供託金払渡請求書記載例（本人申請の場合及び代理人申請の場合）
- ⑩ 委任状（供託金払渡請求用）（委任する場合は法務局へ提出）
- ⑪ 委任状記載例（供託金払渡請求用）

供託手続に関する問合せ先

〒857-0041

佐世保市木場田町2番19号

長崎地方法務局佐世保支局総務課供託係

TEL 0956(24)4850（音声案内4）

選挙供託手続に関する注意事項等

1 供託申請に当たっての一般的な注意事項について

- (1) 選挙供託は、公職選挙法 92 条ないし 94 条によって義務づけられているものです。

供託をし忘れていたことにより、選挙に立候補できなかったケースが発生していますので、必ず供託の申請をしていただく必要があります。

また、公職選挙の立候補届出は、供託書正本（供託手続が終わった際に交付する証明書）を添付して行わなければなりませんので、早めの供託手続をお願いいたします。

- (2) 供託の申請をする際には、別添②の専用の供託書 OCR 用紙（以下「供託書」という。）に記載して提出していただく必要があります。専用用紙以外の用紙を使用することはできません。

なお、供託書は機械で読み取って処理するため、折り曲げると使用できませんので、用紙は折り曲げないようご注意ください。

- (3) 供託書の記載方法については、別添③の供託書記載例をご覧ください。

供託書に記載するときは、黒色のボールペンを使用し、文字は丁寧にはっきりと記載してください（記載された文字がそのまま供託書正本の文字となります。）。

「供託者の住所氏名」欄の記載については、以下の点に注意して記載してください。

- ア 供託者の住所は住民票に記載されているとおり、正確な住所を記載してください。住所地番は「1-1」や「123-4」のように略記せず、「1番1号」や「123番地4」と正しく記載してください。

氏名は、戸籍に記載されているとおり、正確な氏名の文字で記載してください。

供託書への押印は不要です。

- イ 代理人による供託の場合は、供託者の住所・氏名の下に、代理人の住所及びその資格・氏名を記載してください。住所・氏名は、供託者の住所・氏名と同様に正確に記載してください。

代理人が供託する場合は、委任状が必要です。委任状は、別添④の用紙を使用し、別添⑤委任状記載例を参考に記載してください。

2 供託書の提出について

供託申請は、**窓口を持参する方法又は郵送する方法**により申請することができます。

※ 選挙供託に係る供託申請は、供託事務を扱っている法務局であれば、全国どこの供託所(法務局)でも申請できますが、円滑な供託事務処理のため、長崎地方法務局佐世保支局への申請をお願いします。

3 供託金の払込方法について

供託金の払込みは、ゆうちょ銀行のA T Mを利用した電子納付の方法でお願いしています。他の払込方法を希望される場合は、法務局窓口でお尋ねください。

なお、郵送申請される場合は、後記4「郵送申請の場合の留意事項について」もご覧ください。

電子納付（ゆうちょ銀行A T Mの利用の方法）

供託書を提出いただき、受理決定後、「供託受理決定通知書」を交付しますので、当該通知書に記載されている納付番号等の電子納付に必要な情報を、ゆうちょ銀行の現金自動預け払い機（A T M）で、その画面に表示される指示に従って、供託金を払い込んでください（別途手数料はかかりません。なお、法務局佐世保支局の窓口で申請される場合は、当支局のすぐ近く(徒歩1分の距離)に木場田郵便局がありますので、同郵便局A T Mをご利用されると便利です。）。

A T Mでの払込完了後、供託所において、供託金の入金を確認しましたら、供託書正本を交付(又は送付)します（窓口申請の場合は、払込み後15～20分で供託書正本を交付できます。）。電子納付の操作手順につきましては、別添⑥の資料を御確認ください。

納付期限は、供託の受理を決定した日から6開庁日目の日（郵送申請の場合は8開庁日目の日）となります。ただし、6開庁日目の日（郵送申請の場合は8開庁日目の日）までに告示日が到来する場合は告示日までとなります。

4 郵送申請の場合の留意事項について

郵送申請の場合は、以下の手順による手続等となります。

なお、供託者が供託書を郵便発送されてから最終的に供託書正本がお手元に届くまでの一連の手続に時間が掛かりますので、早めの申請手続をお願いします。

します。

(1) 次の書類等を、供託所に郵送してください。

ア 供託書（折り曲げると使用できませんので、注意してください。）

イ 委任状（代理人により供託する場合のみ）

ウ 返信用封筒と郵券

供託所から、供託者（又は代理人）宛てに、次の(ア)及び(イ)の書類を郵送するための110円切手2枚及び返信用封筒（長3封筒可。供託者（又は代理人）の住所・氏名、郵便番号を記載したもの。）2通

(ア) 供託受理決定通知書

(イ) 供託書正本

エ 連絡先電話番号及びファクシミリをお持ちの方はFAX番号を記載したメモ

(2) 供託申請を受理しましたら、供託所から供託受理決定通知書が郵送されますので、お近くのゆうちょ銀行のATMにより、同通知書に記載されている納付番号等の情報を入力操作して、供託金の納付手続を行ってください。

(3) 供託所において、入金の確認ができ次第、供託者（又は代理人）宛て供託書正本を郵送します。

5 供託手続完了後について

供託手続が完了し、供託書正本の交付（又は送付）を受けた方は、選挙管理委員会で所定の手続を行ってください。

6 供託所（法務局）の窓口対応時間

供託所の窓口の対応時間は、土、日、祝日を除く、平日の午前9時00分から午後5時00分までです。

※ 供託手続に関するお問い合わせ

〒857-0041

佐世保市木場田町2番19号

長崎地方法務局佐世保支局総務課供託係

TEL 0956(24)4850（音声案内4）

西海市議会議員一般選挙一金銭（告示日前に本人が供託する場合）

別添③

供託書・OCR用
(雑)

字加入 字削除

1 / 1 頁

申請年月日	① 令和 7 年 〇〇 月 〇〇 日	供託カード番号 ()
供託所の表示	長崎地方法務局佐世保支局	カードご利用の方は記入してください

法令条項 ⑤ 公職選挙法第92条第1項

② 住所 (〒 8 5 1 - 〇〇〇〇)

長崎県西海市〇〇町 1 2 3 番地 4
氏名・法人名等

法 務 義 太 郎

※押印は不要です

代表者等又は代理人住所氏名

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託の原因たる事実

⑥ 供託者は、令和7年4月20日に行われる予定の西海市議会議員一般選挙について、候補者として当該選挙の選挙長に対し、立候補の届出をするため供託する。

- ① 提出する日を記載します。
- ② 氏名は□1マスに1文字記載します。
氏名は戸籍簿に記載された氏名で記載します。
住所は正しく記載します(「123-4」、「10-20」は不可、正しく「123番地4」や「10番20号」等と記載)。
- ③ 被供託者である市名を記載します。
- ④ 供託金額である、「¥300000」と記載します。
- ⑤ 根拠条文を記載します。
- ⑥ 供託することになった事由を記載します。
- ⑦ 届出をする官庁の名称を記載します。
- ⑧ 供託者氏名をカタカナで記載します。

被供託者の住所氏名

③ 住所 (〒 -)

氏名・法人名等

西 海 市

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託通知書の発送を請求する。

供託により消滅すべき質権又は抵当権

反対給付の内容

備考 ⑦ 官庁の名称 西海市議会議員一般選挙選挙長

供託金額 ④ 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

¥ 3 0 0 0 0 0

受理 年 月 日

供託カード発行

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。

2. 本供託書は汚したり折り曲げないでください。

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

⑧ 供託者氏名

ホ ウ ム キ 、 タ ロ ウ

記載例

西海市議会議員一般選挙一金銭（告示日前に本人の代理人が供託する場合） 別添③

* 添付書類として委任状が必要

供託書・OCR用
(雑)

字加入 字削除

1 / 1 頁

申請年月日	① 令和 7年 〇〇月 〇〇日	供託カード番号 ()
供託所の表示	長崎地方法務局佐世保支局	カードご利用の方は記入してください

法令条項 ⑤ 公職選挙法第92条第1項

供託の原因たる事実

⑥ 供託者は、令和7年4月20日に行われる予定の西海市議会議員一般選挙について、候補者として当該選挙の選挙長に対し、立候補の届出をするため供託する。

- ① 提出する日を記載します。
- ② 氏名は□1マスに1文字記載します。
氏名は戸籍簿に記載された氏名で記載します。
住所は正しく記載します（「123-4」「10-20」は不可、正しく「123番地4」や「10番20号」等と記載）。
- ③ 被供託者である市名を記載します。
- ④ 供託金額である、「¥300000」と記載します。
- ⑤ 根拠条文を記載します。
- ⑥ 供託することになった事由を記載します。
- ⑦ 届出をする官庁の名称を記載します。
- ⑧ 供託者氏名をカタカナで記載します。

② 住所 (〒 8 5 1 - 〇〇〇〇)

長崎県西海市〇〇町123番地4

氏名・法人名等

法 務 義 太 郎

※押印は不要です

代表者等又は代理人住所氏名
長崎県〇〇市〇〇町10番20号
上記代理人 人権 守

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

③ 住所 (〒 -)

氏名・法人名等

西 海 市

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託通知書の発送を請求する。

- 供託により消滅すべき質権又は抵当権
- 反対給付の内容

備考 ⑦ 官庁の名称 西海市議会議員一般選挙選挙長

供託金額 ④ 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

□ □ □ □ □ ¥ 3 0 0 0 0 0

受理 年 月 日

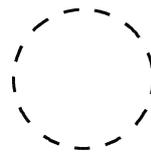
供託カード発行

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。
2. 本供託書は汚したり折り曲げないでください。

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

⑧ 供託者氏名

ホ ウ ム キ タ ロ ウ



委任状

住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 下記の供託申請に関する一切の件

記

供託者 委任者
被供託者 西海市
法令条項 公職選挙法第92条第1項

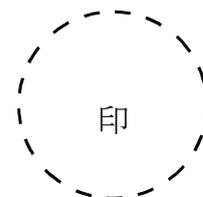
供託金額 金300,000円

供託の原因たる事実

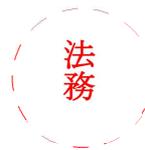
供託者は、令和7年4月20日に行われる予定の西海市議会議員一般選挙について、候補者として当該選挙の選挙長に対し、立候補の届出をするため供託する。

令和7年 月 日

委任者 住所
氏名



【記載例】



委任状

住所 長崎県〇〇市〇〇町10番20号

氏名 人権 守

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 下記の供託申請に関する一切の件

記

供託者 委任者
被供託者 西海市
法令条項 公職選挙法第92条第1項

供託金額 金300,000円

供託の原因たる事実

供託者は、令和7年4月20日に行われる予定の西海市議会議員一般選挙について、候補者として当該選挙の選挙長に対し、立候補の届出をするため供託する。

令和7年 月 日

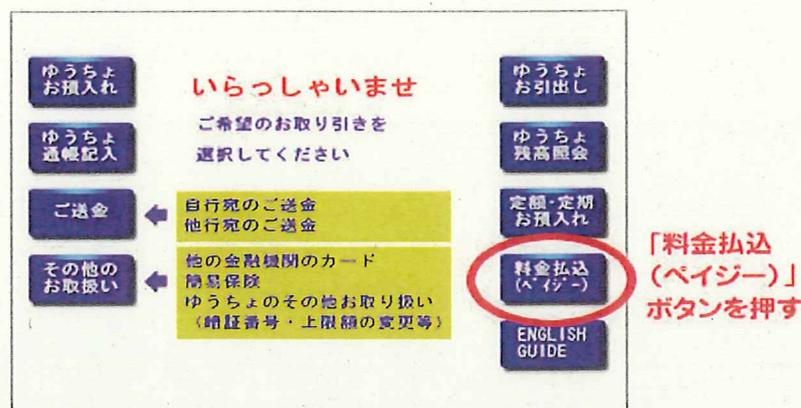
委任者 住所 長崎県西海市〇〇町123番地4

氏名 法務 義太郎

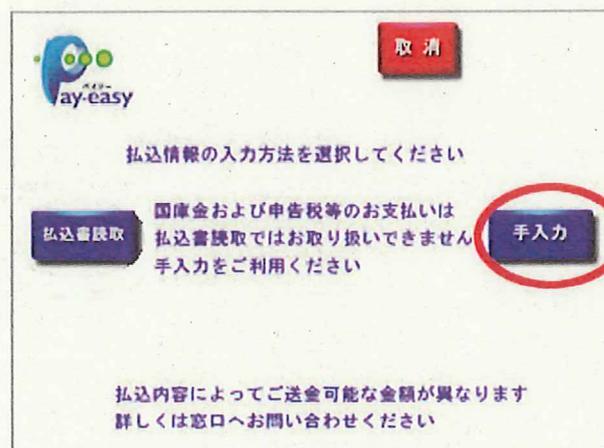


ゆうちょ銀行のATMで納付する場合(概要)

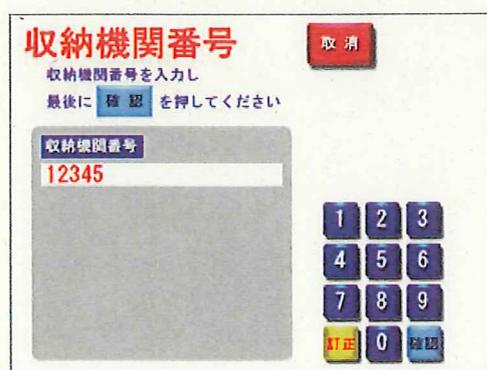
- 1 ATM画面の「料金払込(ペイジー)」ボタンを押してください。



- 2 供託金の納付に当たっては、ATM専用の払込書がありませんので、「手入力」ボタンを押してください。



- 3 供託所から交付された「供託受理決定通知書(2ページを参照。)」に記載されている
- ① 収納機関番号
 - ② お客さま番号(納付番号)
 - ③ 確認番号
- をATM画面の御案内に沿って入力してください。
引き続き、画面の御案内に沿って操作してください。



収納機関番号、お客さま番号(納付番号)、確認番号を入力

- 4 すべての操作完了後、利用明細書が出力されますので、大切に保管してください。

引き続きATM画面の案内にそって操作してください。

※ その他の金融機関のATMの操作につきましては、各金融機関のATM又はATMの機種により異なりますが、基本的な操作は、ゆうちょ銀行のATMの操作とほぼ同様の操作となっております。詳細につきましては、御利用されます金融機関に御確認願います。

供託金の取戻請求手続に関する注意事項等

おすすめの取戻請求方法

「供託金払渡請求書」及び「選挙管理委員会が発行する証明書」を長崎地方法務局佐世保支局に郵送していただければ、到達後1週間程度で取戻金が指定の預貯金口座に振り込まれます。

1 選挙供託金の取戻請求をする供託所等について

供託金の取戻請求手続は、選挙供託を申請した供託所で行ってください。他の供託所での請求手続はできません。

供託金の取戻請求は、異議申出期間を経過した日 (令和7年5月8日)以降にすることができます。

2 供託金の取戻方法について

供託金の取戻請求は、長崎地方法務局佐世保支局の窓口又は郵送により、必要事項を記載した供託金払渡請求書及び添付書類を提出してすることができます。

払渡しの方法は、預貯金振込みが可能です。

預貯金振込みによる取戻請求（窓口請求又は郵送請求）

振込みを受けることができる預貯金口座は、取戻請求者本人名義又はその代理人名義の口座です。

代理人名義の預貯金口座への振込みを希望される場合は、別途、代理権限を証する書面（別添⑩の委任状）と市区町村長の作成した印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）の添付が必要です。

なお、指定された預貯金口座への入金は、取戻請求の日から1週間程度掛かります。振込手続終了後に、供託所から「国庫金振込通知書」が送付されますので、入金を御確認ください。

3 供託金取戻請求について

(1) 供託金取戻請求に必要な書類

- ア 供託金払渡請求書（別添⑧）
- イ 選挙管理委員会（選挙長）が発行する供託原因が消滅したことを証する書面（供託原因消滅証明書）
- ウ 委任状（代理人が請求する場合のみ。）
- エ **取戻金の振込先を代理人名義の預貯金口座とする場合は、委任状と市区町村長の作成した印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）**

(2) 供託金払渡請求書の記載について

別添⑨「供託金払渡請求書の記載例」を参考に、「**供託金払渡請求書**」の**太枠で囲まれた部分**に必要な事項を黒のボールペンを使用して記載してください。

記載していただく各欄に関する留意事項は、以下のとおりです。

ア 「請求年月日」欄

払渡請求書を窓口へ提出又は郵送する年月日を記載してください。

イ 「請求者の住所氏名印」欄

請求者の住所・氏名は、供託の際と同様に、正確に記載してください。

また、代理人により請求する場合は、取戻請求者の住所・氏名の下に代理人の住所及びその資格・氏名を記載してください。

ウ 「供託番号」欄

選挙管理委員会（選挙長）が発行する供託原因消滅証明書に記載されている供託番号を記載してください。（例「令和6年度金第532号」）

エ 「元本金額」及び「元本合計額」欄（請求用紙に印字済み）

選挙管理委員会（選挙長）が発行する供託原因消滅証明書に記載されている取戻しを受けるべき供託金の額を記載してください。

（例「¥300,000円」）

オ 「払渡請求事由及び還付取戻の別」欄（請求用紙に印字済み）

取戻欄の「取戻」と「2 供託原因消滅」の数字に○印をしてください。

カ 「預貯金振込」欄

預貯金振込みを希望される場合、3に○印を付してください。

取戻請求者又はその代理人名義の預貯金口座に関する事項（銀行、金庫等の金融機関名、支店名、預貯金の種別、預貯金口座番号及び預貯金口座名義人（かな書き））を記載してください。

*** ゆうちょ銀行口座への振込を希望される場合はご注意ください。**

請求書に記載していただく預貯金口座番号は13桁になります。

口座番号(13桁) = 記号(5桁) + 番号(8桁)

よって、次の例の場合、番号(234561)は6桁ですので、
下線を引いた数字のように、番号の前に0を2つ加えて8桁の番号とし、記号と合わせて13桁になるように記載願います。

例) 記号 — 番号 1 5 6 7 0 — 2 3 4 5 6 1



記載する口座番号 1 5 6 7 0 0 0 2 3 4 5 6 1

キ 「金額の受領」欄

小切手による払渡しを希望される際に記載する欄です。

預貯金振込みによって取戻請求をされる場合は、当該欄の記載は不要です。

ク 連絡先電話番号

内容に不明な点がある場合に連絡させていただくことがありますので、請求書の欄外中央下部に連絡先電話番号を必ず記載してください。

*** 供託手続に関する問合せ先**

〒857-0041

佐世保市木場田町2番19号

長崎地方法務局佐世保支局総務課供託係

TEL 0956(24)4850(音声案内4)

供託金払渡請求書

(第25号書式
印供第17号)

請求年月日		令和 年 月 日	係員印	受付		調査		照合		交付		元帳	
供託所の表示		長崎地方法務局佐世保支局	受付番号	第 号			年 月 日			認可 ㊟			
請求者の住所氏名印 (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。)	払渡請求事由及び還付取戻の別		還付	1.供託受諾 2.担保権実行 3.									
			取戻	1.供託不受諾 ②供託原因消滅 3.									
	隔地払、国庫金振替、預貯金振込を希望するときはその旨		1.隔地払		銀行 店			3.預貯金振込			振込先 銀行 店		
			受取人					預貯金の種別			普通・当座・通知・別段		
		2.国庫金振替					預貯金口座番号						
				預貯金口座名義人(かな書き)									
供託番号		元本金額	利息を付す期間			利息金額		備考					
令和 年度金第 号	300,000円	年 月 から 年 月 まで	月		円								
年度金第 号		年 月 から 年 月 まで	月										
年度金第 号		年 月 から 年 月 まで	月				元	件					
年度金第 号		年 月 から 年 月 まで	月				利						
元本合計額	百 十 万 千 百 十 円 ¥ 3 0 0 0 0 0	計											

上記金額を受領した。

年 月 日

(注) 元本合計額の冒頭に¥記号を記入します。

裏面記載確認済		小切手金額確認済	
供託官	係長等	供託官	係長等

請求者の電話番号

() —

受取人氏名

㊟

(代理人により受け取る場合は、本人の氏名及び代理人の氏名)

※取戻請求(選挙供託)記載例 本人が請求する場合
提出する日を記載してください。(郵送の場合は郵送する日)

別添⑨

取戻欄の取戻と2. に○印をしてください。

供託金払渡請求書

係員印	受付	調査	照合	交付	元帳	
請求年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	受付番号	第 号	令和 年 月 日		
供託所の表示	長崎地方法務局佐世保支局	整理番号	第 号	認可 印		
請求者の住所氏名印 長崎県西海市〇〇町123番地4 法務義太郎 正確な住所、氏名を記入して下さい。	払渡請求事由及び還付取戻の別 隔地払, 国庫金振替, 預貯金振込を希望するときはその旨	還付	1. 供託受諾 2. 担保権実行 3.			
		<input checked="" type="radio"/> 取戻	1. 供託不受諾 ② 供託原因消滅 3.			
		1. 隔地払	③ 預貯金振込 振込先	〇〇〇銀行 □□□店		
		銀行 店	預貯金の種別	(普通)当座・通知・別段		
		受取人	預貯金口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
		2. 国庫金振替	預貯金口座名義人(かな書き)	ほうむぎたろう ひらがなで記載		
供託番号	元本金額	利息を付す期間	利息金額	備考		
令和〇年度金第〇〇〇号	300,000円	年 月 から 年 月 まで	月 円	預貯金振込みで受領される場合は、3.に○印をして振込先、預貯金の種別、口座番号、口座名義人を記載してください。なお、預貯金振込みができるのは、取戻請求者名義の口座に限られます。		
年度金第	円	年 月 から 年 月 まで	月 円	元	件	
年度金第	円	年 月 から 年 月 まで	月 円	利		
年度金第	円	年 月 から 年 月 まで	月 円			
元本合計額	¥ 3 0 0 0 0 0			計		

請求される供託年度・番号及び金額を記載してください。

金額を記載してください。

(注)

- ・供託原因消滅証明書(令和7年5月8日以降の日付のもの)が必要です。
- ・太枠内の 部分のみ記載してください。

上記金額を受領した。

令和 年 月 日

受取人氏名

小切手受領の際に記載・押印します。預貯金振込みを利用される方は記載不要です。

認印

* ご不明な点はこちらへお尋ねください。

〒857-0041 佐世保市木場田町2番19号

長崎地方法務局佐世保支局供託係(選挙供託)

TEL0956-24-4850(音声番号4)

※取戻請求(選挙供託)記載例 代理人が請求する場合
提出する日を記載してください。(郵送の場合は郵送する日)

別添⑨

取戻欄の取戻と2. に○印をしてください。

供託金払渡請求書

係員印	受付	調査	照合	交付	元帳		
請求年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	受付番号	第 号	令和 年 月 日			
供託所の表示	長崎地方法務局佐世保支局	整理番号	第 号	認可 印			
請求者の住所氏名印	長崎県西海市〇〇町123番地4 法務義太郎 長崎県〇〇市〇〇町10番20郷 上記代理人 人権 守 正確な住所、氏名を記入して下さい。	払渡請求事由及び還付取戻の別	還付	1. 供託受諾 2. 担保権実行 3.			
			取戻	1. 供託不受諾 2. 供託原因消滅 3.			
		隔地払、国庫金振替、預貯金振込を希望するときはその旨	1. 隔地払	3. 預貯金振込 振込先 ○〇〇銀行 □□□店			
			銀行 店	預貯金の種別	普通 当座・通知・別段		
受取人		預貯金口座番号	1 2 3 4 5 6 7				
2. 国庫金振替		預貯金口座名義人(かな書き)	↑ ほうむぎたろう ひらがなで記載				
供託番号	元本金額	利息を付す期間		利息金額	備考		
令和〇年度金第〇〇〇号	300,000円	年 月 から	月	円	預貯金振込みで受領される場合は、3.に○印をして振込先、預貯金の種別、口座番号、口座名義人を記載してください。なお、預貯金振込みができるのは、取戻請求者名義又は代理人名義の口座に限られます。代理人名義の口座に振り込む場合には、取戻請求者本人の印鑑証明書が必要です。		
年度金第	円	年 月 から	月	円			
年度金第	円	年 月 から	月	円			
年度金第	円	年 月 から	月	円			
元本合計額	百 十 万 千 百 十 円		計				
	¥ 3 0 0 0 0 0		上記金額を受領した。				

請求される供託年度・番号及び金額を記載してください。

金額を記載してください。

(注)

- ・供託原因消滅証明書(令和7年5月8日以降の日付のもの)が必要です。
- ・代理人が手続をする場合は、請求者からの委任状が必要です。
- ・太枠内の 部分のみ記載してください。

令和 年 月 日

受取人氏名

小切手受領の際に記載します。預貯金振込みを利用される方は記載不要です。

認印

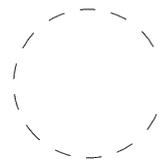
* ご不明な点はこちらへお尋ねください。

〒857-0041 佐世保市木場田町2番19号

長崎地方法務局佐世保支局供託係(選挙供託)

TEL0956-24-4850(音声番号4)

別添⑩



委任状

私は、住所

氏名

を代理人と定め、

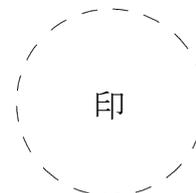
次の権限を委任します。

- 1 下記供託金及び同利息の払渡請求並びに受領に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名



供託番号	金額
令和 年度金第 号	金300,000円

【記載例】



別添①

委任状

↑捨印を押します。

私は、住所 長崎県〇〇市〇〇町10番20号

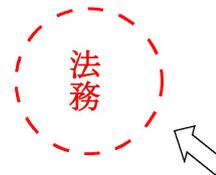
氏名 人権 守 を代理人と定め、
次の権限を委任します。 ↑※窓口に来庁される方の住所と氏名を記載します。

1 下記供託金及び同利息の払渡請求並びに受領に関する一切の件

令和〇〇年〇月〇〇日 ←※委任状を記載した日

委任者 住所 長崎県西海市〇〇町123番地4

氏名 法務 義太郎



代理人口座に振り込む場合には実印を押印をの上、発行後3か月以内の印鑑証明書を添付。

供託番号	金額
令和〇〇年度金第 〇〇〇 号	金300,000円